

資金収支計算書

自平成26年 4月 1日 至平成27年 3月 31日

社会福祉法人 マーガレット学園

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	保育事業収入	286,827,125	286,748,525	78,600	
	借入金利息補助金収入	0	0	0	
	経常経費寄附金収入	0	0	0	
	受取利息配当金収入	73,000	8,305	64,695	
	その他の収入	570,000	457,182	112,818	
	事業活動収入計(1)	287,470,125	287,214,012	256,113	
	人件費支出	245,366,466	245,253,186	113,280	
	事業費支出	21,556,084	20,751,996	804,088	
	事務費支出	17,690,000	16,763,097	926,903	
	支払利息支出	0	0	0	
その他の支出	0	0	0		
事業活動支出計(2)	284,612,550	282,768,279	1,844,271		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	2,857,575	4,445,733	△1,588,158		
施設整備等による収支	施設整備等補助金収入	2,896,680	2,896,680	0	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	
	設備資金借入金収入	0	0	0	
	固定資産売却収入	0	0	0	
	その他の施設整備等による収入	24,000	24,000	0	
	施設整備等収入計(4)	2,920,680	2,920,680	0	
	設備資金借入金元金償還支出	0	0	0	
	固定資産取得支出	536,860	536,860	0	
	固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	
その他の施設整備等による支出	0	0	0		
施設整備等支出計(5)	536,860	536,860	0		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	2,383,820	2,383,820	0		
その他の活動による収支	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
	長期運営資金借入金収入	0	0	0	
	投資有価証券売却収入	0	0	0	
	積立資産取崩収入	0	0	0	
	その他の活動による収入	0	0	0	
	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	
	積立資産支出	5,196,680	5,169,540	27,140	
	その他の活動による支出	0	0	0	
	その他の活動支出計(8)	5,196,680	5,169,540	27,140	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△5,196,680	△5,169,540	△27,140		
予備費支出(10)	44,715	0	44,715		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	1,660,013	△1,660,013		
前期末支払資金残高(12)	42,178,081	42,178,081	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)	42,178,081	43,838,094	△1,660,013		

事業活動計算書

自平成26年 4月 1日 至平成27年 3月 31日

社会福祉法人 マーガレット学園

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	保育事業収益	286,748,525	282,936,580	3,811,945
	経常経費寄附金収益	0	0	0
	その他の収益	160,182	130,487	29,695
	サービス活動収益計(1)	286,908,707	283,067,067	3,841,640
	費用			
	人件費	247,533,726	242,117,666	5,416,060
	事業費	20,751,996	21,980,688	△ 1,228,692
	事務費	16,763,097	16,546,685	216,412
	減価償却費	8,175,087	13,896,008	△ 5,720,921
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 6,050,896	△ 12,144,369	6,093,473	
徴収不能額	0	0	0	
徴収不能引当金繰入	0	0	0	
その他の費用	0	0	0	
サービス活動費用計(2)	287,173,010	282,396,678	4,776,332	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△ 264,303	670,389	△ 934,692	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	8,305	8,305	0
	有価証券売却益	0	0	0
	その他のサービス活動外収益	297,000	582,211	△ 285,211
	サービス活動外収益計(4)	305,305	590,516	△ 285,211
	費用			
	支払利息	0	0	0
	有価証券評価損	0	0	0
	有価証券売却損	0	0	0
	投資有価証券評価損	0	0	0
投資有価証券売却損	0	0	0	
その他のサービス活動外費用	0	0	0	
サービス活動外費用計(5)	0	0	0	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	305,305	590,516	△ 285,211	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	41,002	1,260,905	△ 1,219,903	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	2,896,680	105,751,130	△ 102,854,450
	施設整備等寄附金収益	0	0	0
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0
	固定資産受贈額	0	0	0
	固定資産売却益	0	0	0
	その他の特別収益	0	0	0
	特別収益計(8)	2,896,680	105,751,130	△ 102,854,450
	費用			
	基本金組入額	0	0	0
資産評価損	0	0	0	
固定資産売却損・処分損	1	30	△ 29	
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	0	0	0	
国庫補助金等特別積立金積立額	0	123,191,000	△ 123,191,000	
災害損失	0	0	0	
その他の特別損失	0	0	0	
特別費用計(9)	1	123,191,030	△ 123,191,029	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	2,896,679	△ 17,439,900	20,336,579	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	2,937,681	△ 16,178,995	19,116,676	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	30,500,717	29,239,842	1,260,875
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	33,438,398	13,060,847	20,377,551
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	0	17,439,870	△ 17,439,870
	その他の積立金積立額(16)	2,896,680	0	2,896,680
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	30,541,718	30,500,717	41,001

貸借対照表

平成 27年 3月 31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
勘 定 科 目	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減	勘 定 科 目	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動資産	50,508,346	48,530,404	1,977,942	流動負債	16,302,652	15,977,043	325,609
現金預金	49,546,806	48,194,804	1,352,002	事業未払金	1,625,286	1,543,258	82,028
有価証券				その他の未払金			
事業未収金	91,080	0	91,080	1年以内返済予定設備資金借入金			
未収金				1年以内返済予定リース債務			
未収補助金	148,520	180,000	△ 31,480	未払費用	4,124,186	4,071,196	52,990
貯蔵品				預り金			
立替金				職員預り金	920,780	737,869	182,911
前払金	530,000	0	530,000	前受金			
前払費用	191,940	155,600	36,340	前受収益			
仮払金				仮受金			
その他の流動資産				賞与引当金	9,632,400	9,624,720	7,680
徴収不能引当金				その他の流動負債			
固定資産	332,557,512	335,050,200	△ 2,492,688	固定負債	36,619,404	34,346,544	2,272,860
基本財産	161,131,509	168,051,224	△ 6,919,715	設備資金借入金			
土地	2,000,000	2,000,000	0	リース債務			
建物	159,131,509	166,051,224	△ 6,919,715	退職給付引当金	36,619,404	34,346,544	2,272,860
定期預金				長期預り金			
その他の固定資産	171,426,003	166,998,976	4,427,027	その他の固定負債			
土地				負債の部合計	52,922,056	50,323,587	2,598,469
建物	76,360	123,347	△ 46,987	純 資 産 の 部			
構築物	1,546,037	1,734,136	△ 188,099	基本金	19,925,250	19,925,250	0
機械及び装置				国庫補助金等特別積立金	152,319,464	158,370,360	△ 6,050,896
車輛運搬具	177,190	255,940	△ 78,750	人件費積立金	34,000,000	34,000,000	
器具及び備品	5,514,642	5,939,319	△ 424,677	修繕積立金	0	46,500,000	△ 46,500,000
建設仮勘定				備品等購入積立金			
有形リース資産				保育所施設・設備整備等特別積立金	56,500,000	10,000,000	46,500,000
権利	2,000	2,000	0	都施設整備費積立金			
ソフトウェア				区施設整備費積立金	25,700,570	24,178,670	1,521,900
無形リース資産				区市町村施設整備費積立金	11,156,800	9,782,020	1,374,780
退職給付引当資産	36,619,404	34,346,544	2,272,860	次期繰越活動増減差額	30,541,718	30,500,717	41,001
人件費積立資産	34,000,000	34,000,000	0	(うち当期活動増減差額)	(2,937,681)	(△16,178,995)	(19,116,676)
修繕積立資産		46,500,000	△ 46,500,000	純資産の部合計	330,143,802	333,257,017	△ 3,113,215
保育所施設・設備整備等特別積立資産	56,500,000	10,000,000	46,500,000	負債及び純資産の部合計	383,065,858	383,580,604	△ 514,746
都施設整備費積立資産							
区施設整備費積立資産	25,700,570	24,178,670	1,521,900				
区市町村施設整備費積立資産	11,156,800	9,782,020	1,374,780				
差入保証金	133,000	137,000	△ 4,000				
長期前払費用							
その他の固定資産							
資産の部合計	383,065,858	383,580,604	△ 514,746				

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

(2) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(3) 退職給付引当金の計上基準

① 独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

(4) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、最終改正平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社援発 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(5) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員^(注)の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

(注) 就業規則第2条に規定する「職員」

4. 作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人は、(4)に記載する社会福祉事業を実施しているため、(1)～(3)に記す財務諸表を作成するものである。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (3) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (4) 当法人が実施する事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

(社会福祉事業区分)

ア 本部拠点区分

理事会の運営による経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分に属さない経費及び収益について区分経理するために本部拠点区分を設けている。

イ マーガレット保育園拠点区分

社会福祉法第2条第3項第2号(第2種社会福祉事業)に規定する保育所

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	2,000,000	0	0	2,000,000
建物	166,051,224	0	6,919,715	159,131,509
合計	168,051,224	0	6,919,715	161,131,509

6. 基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額、期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	195,476,282	36,344,773	159,131,509
建物	2,375,900	2,299,540	76,360
構築物	12,387,600	10,841,563	1,546,037
車輛運搬具	1,981,271	1,804,081	177,190
器具及び備品	17,374,638	11,859,996	5,514,642
合計	229,595,691	63,149,953	166,445,738

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

該当する事項はない。

10. 満期保有目的債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

14. その他資金収支、純資産増減、資産、負債及び純資産等を明らかにする事項

(1) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。

なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上

している。

①保育所施設・設備整備積立金

「保育所運営費の経理等について」（平成 12 年 3 月 30 日厚生省児童家庭局長通知児発第 299 号通知、最終改正平成 24 年 3 月 30 日、雇児発 0330 第 20 号、以下「児発第 299 号通知」という。）の 1 の(6)②に規定されている将来発生が見込まれる保育所の建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、「児発第 299 号通知」の 1 及び『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 30 日厚生省児童家庭局保育課長通知児保第 12 号通知、最終改正平成 24 年 3 月 30 日、雇児保発 0330 第 3 号、以下「児保第 12 号通知」という。）の 5、並びに『保育所運営費の経理等について』の運用等について」（平成 12 年 6 月 16 日厚生省児童家庭局保育課長通知児保第 21 号通知、最終改正平成 24 年 11 月 5 日雇児保発 1105 第 1 号、以下「児保第 21 号通知」という。）の(問 8)に基づき、理事会の承認により取り崩すものである。

②人件費積立金

「児発第 299 号通知」の 1 の(6)①に規定されている将来発生が見込まれる人件費の類に属する経費に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、「児発第 299 号通知」の 1 及び「児保第 12 号通知」の 5 に基づき理事会の承認により取り崩すものである。

③修繕積立金

「児発第 299 号通知」の 1 の(3)に規定されている将来発生が見込まれる建物及び建物附属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、「児発第 299 号通知」の 1 及び「児保第 12 号通知」の 5 に基づき理事会の承認により取り崩すものである。

また、当年度において「児発第 299 号通知」の 1 の(5)の要件を満たしたことに基づき上記①保育所施設・設備整備積立金に全額 46,500,000 円の振替を行っている。

④区市町村施設整備費積立金

『東京都保育所事業実施要綱』の廃止に伴う保育所補助金の弾力的運用の取扱い等について」（平成 19 年 3 月 30 日東京都福祉保健局長通知 18 福保子支第 1701 号)に規

定されている東京都子育て推進交付金を財源とする各区市町村よりの運営費補助金のうち、施設整備費に充当するものとして支給された金額の未使用額を積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、当該補助金の支給対象である施設の新築、増改築、修繕及び設備の整備充実に要する経費等に使用する場合に理事会の承認により取り崩すものである。

⑤区施設整備費積立金（練馬区）

「練馬区私立保育所援護費支給要綱」（昭和 55 年 7 月 19 日練児保発第 226 号通知、付則平成 22 年 2 月 5 日 21 練児保発第 2096 号）に規定されている練馬区が支給する援護費のうち施設整備費として支給されたもののうち、未使用額を積み立てている。

当該経費の支給対象である施設の新築、増改築、修繕及び設備の整備充実に要する経費等に使用する場合に取り崩すものである。